

市内小学校プール水質検査業務委託仕様書

1. 概要

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年告示第159号）に定めるもののほか本仕様書に従い実施するものとする

2. 委託業務の番号・件名

令8現単学委-43号 市内小学校プール水質検査業務委託

3. 履行場所

魚沼市内 一円

4. 履行期間

契約締結の日から令和8年9月30日まで

5. 検査施設

学校名	プール規模	住所	連絡先	備考
須原小学校	25m	魚沼市須原 980 番地	025-797-2024	
広神西小学校	25m	魚沼市親柄 107 番地 1	025-799-2013	井戸水
広神東小学校	25m	魚沼市中家新田 77 番地 1	025-792-5611	井戸水
湯之谷小学校	25m	魚沼市七日市新田 48 番地	025-792-0594	
小出小学校	25m	魚沼市佐梨 1060 番地	025-792-0041	2 施設・井戸水
伊米ヶ崎小学校	25m	魚沼市虫野 38 番地	025-792-0089	井戸水
堀之内小学校	25m	魚沼市堀之内 430 番地 3	025-794-2051	
宇賀地小学校	25m	魚沼市下島 910 番地 3	025-794-2054	

6. 提出書類等

内容	提出部数	提出期限	備考
水質検査成績書(検査結果)	正本 2部	検体採取後 30 日以内 ^{※1}	

※1 ただし、放射線物質測定については、結果判明後早急に報告すること

7. 水質検査の基準

水質検査は、次の条例、基準及び取り扱いに準拠して行う

(1) 法令

- ① 「学校保健法」(昭和33年法律第56号)
- ② 「新潟県プール条例」(平成18年12月27日新潟県条例第66条)
- ③ 「新潟県プール条例施行規則」(平成19年3月23日新潟県規則第12号)

(2) その他・参考文献

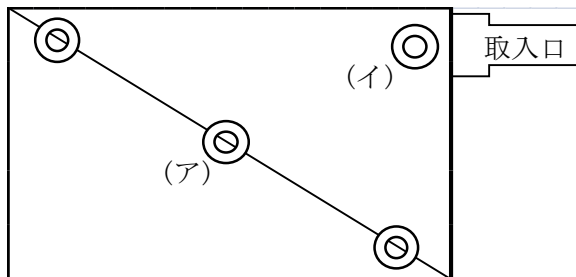
- ① 「学校環境衛生の基準」(平成22年3月 一部改訂文部省体育局長裁定)

8. 水質検査の内容

水質検査は、次の内容について行う

- ① 水質検査A（水素イオン濃度、濁度、過マンガン酸カリウム消費量、遊離残留塩素濃度、大腸菌又は大腸菌群及び一般細菌数）
 - ・採水地点は、※2「採水地点」4箇所の水面下20cmとする
- ② 水質検査B（総トリハロメタン）
 - ・採水時期は、7月上旬から8月上旬とする。
 - ・採水地点は、※2「採水地点」4箇所の水面下20cmとする
- ③ 水質検査C（循環ろ過装置出口の濁度）
 - ・採水は、①水質検査Aの1回目のときに合わせて行う
- ④ 水質検査D（プール水原水（井戸水）の水質検査）
 - ・採水は、プール使用前、使用後の2回とし、検査内容は、①水質検査Aと同様とする
- ⑤ 水質検査E（井戸水の放射性物質調査（ヨウ素・セシウム））
 - ・採水は、プール使用前の1回とする

※2 「採水地点」



左の図に示す◎のように「貯水槽内の対角線上3箇所(ア)」及び「循環ろ過装置の取入口(イ)」の4箇所

注：(ア)と(イ)が近くなるように異なる対角線を選択すること

9. 水質検査の予定回数

水質検査の予定回数は、以下のとおりとする

学校名	水質検査A	水質検査B	水質検査C	水質検査D	水質検査E	備考
須原小学校	2回	1回	1回			
広神西小学校	2回	1回	1回	2回	1回	井戸水
広神東小学校	2回	1回	1回	2回	1回	井戸水
湯之谷小学校	2回	1回				
小出小学校	2回×2施設	1回×2施設	1回	2回	1回	2施設・井戸水
伊米ヶ崎小学校	2回	1回		2回	1回	井戸水
堀之内小学校	2回	1回	1回			
宇賀地小学校	2回	1回	1回			
合計	16回	8回	6回	8回	4回	
検体数	72検体	36検体	6検体	8検体	4検体	

10. 委託料の支払い

業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う

11. 担当課との協議

次の事項について担当課及び施設管理者（学校）と協議しながら進めること

- (1) 現地調査の日程
- (2) その他仕様書に定めのない事項